

特集●よりよい現任教育システムの構築をめざして
法改正により，2010 年度から新人看護職員に対する臨床研修制度が努力義務化された。各地域の病院が自施設の医療機能に応じて，しっかりとした実践能力をもつ新人看護職員の育成を系統立てて行なう必要がある。

外部の教育リソースなども活用しながら，各地域の病院が連携し，今後の日本を支える新人看護職員たちの育成をめざすことで，看護の質が向上し，学習者・指導者の教育・評価の方法論や実践知が共有，ブラッシュアップされるであろう。

本号では，新人医療者教育に携わる専門家，施設から提言をいただいた。



看護管理

Japanese
Journal of Nursing
Administration

vol.20 No.4 2010 Apr.